

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

桐生市「自然と人が共生するまち（森林都市・水源都市）」再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

群馬県桐生市

3．地域再生計画の区域

桐生市の全域

4．地域再生計画の目標

桐生市は、群馬県の東部に位置し、人口113,072人（平成17年4月1日現在）、面積137.47平方キロであり、市の中央部を渡良瀬川、東部を桐生川が流れており、赤城山や日光連山に囲まれた地形である。

本市は古くから地場産業として栄えた織物産業とともに、機械金属産業も盛んで、桐生地域の産業経済の中心的な役割を担っている。また、数々の近代化遺産や自然景観など文化都市としての機能も併せ持っている。このように本市は渡良瀬川、桐生川の清流や山々の緑の中で育まれてきたが、しかし、近年は自動車関連部品の製造など機械金属産業が基幹産業となり都市化の進行や、生活様式の変化でこうした自然環境の悪化が進行してきている。

このため市としては、生活排水を処理するために昭和32年から市の中心部で公共下水道事業を、昭和62年から周辺農村地域（新里町）で農業集落排水事業を、平成2年からは浄化槽の設置補助事業を展開し平成16年度末の汚水処理人口普及率は80%まで達したものの、山間地については依然低迷している状況である。

また、平成17年6月に合併した新里地区の汚水処理人口普及率は64%、黒保根地区については、公共下水道の計画はなく浄化槽の普及による公共用水域の水質確保に頼っており、汚水処理人口普及率は28%となっている。

このため、汚水処理施設整備を一層促進し、渡良瀬川、桐生川の清流を再生して水源地域としての責任を果たし、また、森林清流ボランティアによる杉林の下草刈りや「森と親子のふれあい事業」として、市民の手によるドングリ蒔きや植林体験を実施するとともに、ケヤキの育苗にも努め、良質な水源を確保し森林を再生することにより、市民はもとより、他地域からの森林浴やハイキング客を誘致することで、森林地域の活性化をはかり「自然と人が共生するまちづくり」を目指します。

- 目標1 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を80%から81.3%に向上）
- 目標2 水源地域への森林浴客、ハイキング客の集客人員を13,800人から16,500人に増加

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成18年度から平成22年度までに汚水処理施設整備交付金を活用して、公共下水道認可区域内の桐生市川内地区の一部(約51.8ha)を整備するとともに、公共下水道認可区域と農業集落排水事業区域を除く桐生市全域で個人設置型浄化槽の設置を促進する。

また、森林清流ボランティアによる杉林の下草刈、市民の手によるドングリ蒔きや植林体験ケヤキの育苗等「森と親子のふれあい事業」を通じ森林の再生や良質な水源を確保し森林地域の活性化を図る。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成12年1月28日に事業認可

[事業主体]

・いずれも桐生市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道 桐生市川内地区の一部(公共下水道認可区域内)
・浄化槽(個人設置型) 桐生市全域
(ただし、境野処理区、桐生処理区、新里処理区、農業集落排水事業採択区域、地域し尿処理施設を除く。)

[事業期間]

・公共下水道 平成18年度～22年度
・浄化槽(個人設置型) 平成18年度～22年度

[整備量]

・公共下水道 管渠 100 - 250 6,600m
・浄化槽(個人設置型) 375基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 川内地区の一部で700人、
浄化槽 (個人設置型) 1,338人

[事業費]

・公共下水道	事業費	199,000千円(うち、交付金	99,500千円)
	単独事業費	326,000千円	
・浄化槽(個人設置型)	事業費	86,476千円(うち、交付金	28,825千円)
合計	事業費	285,476千円(うち、交付金	128,325千円)
	単独事業費	326,000千円	

5 3 その他の事業

- ・ 森林清流ボランティア

梅田清流広場での清掃活動、刈払機による実習、桐生川流域での清掃活動や河川パトロールなど。

- ・ 森と親子のふれあい事業

杉林の下草刈、市民の手によるドングリ蒔きや植林体験を実施するとともに、ケヤキの育苗など。

6 . 計画期間

平成18年度～平成22年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す地域再生計画の目標については、「污水处理施設の整備」計画終了後に桐生市において必要な調査（水質検査、維持管理）を行い、状況を把握・公表するとともに達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし